

令和7年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年2月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和7年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和8年2月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和8年2月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和8年2月25日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和8年2月25日 13時59分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	○				

議事録署名委員	議席番号 1番	小山田 和 義	議席番号 2番	國 司 功
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告いたします。

総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号4番竹田憲治委員所用のため、欠席議席番号5番齊藤由希子委員仕事のため欠席と連絡をいただいております。

以上2名の欠席となっており、出席委員数は19名中17名となります。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和7年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。

よって議事録署名人には、議席番号1番小山田和義委員と議席番号2番國司功委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第11回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第11回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 8 年 2 月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 7 年度第 11 回総会について

以上、2 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

併せて、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

なお、3 項目の「令和 7 年度八幡平市に対する意見の回答について」ですが、農林課からの回答が遅れたため、運営委員会の資料に載せることができず、やむなく報告事項より取り下げを行いました。

また、回答の内容は、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、3 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。第 11 回総会等の会場レイアウトについて

本来であれば、通常の会場レイアウトで机及び椅子を配置するところですが、先月から所得税の確定申告が始まり、市役所の税務課で机を申告会場用に使用するため、大ホールの机の枚数が著しく少なくなっている状況となっております。

このままでは通常の会場レイアウトでは机の配置をすることが難しいため、当日の対応について協議をしました。

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなり、本日の会場にある机及び椅子の配置となったものです。

農業委員の皆様におかれましては、今まで説明した事情を考慮し、ご了承していただくようお願いいたします。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員及び、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 7 年度第 11 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 8 年 2 月 25 日、運営委員長（会長）三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料6ページをご覧ください。

令和8年1月23日から令和8年2月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2番までは先月の総会内容、まる3番は12月の総会内容となります。まる4番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる5番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は2月17日の火曜日でございます、11件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の10番委員阿部正光委員、農業委員の16番委員工藤嘉充委員、推進委員の西根南地区の8番委員藤彰委員、推進委員の西根北地区の6番委員田村憲一委員、推進委員の松尾地区の8番委員佐々木竜一委員の5名でございます。

事務局からは高橋事務局長と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、まる6番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年1月16日から令和8年2月15日までの間で、借受・買受希望のあっせんは4件、貸付・売渡希望のあっせんは13件となっております。

貸付・売渡希望13件のうち、松尾地区の農地返却に伴うあっせんは10件となっており、松尾地区調査会の農業委員・農地利用最適化委員が集まって、対応していただいております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。

ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページから3ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

関係資料1ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：田頭第33地割30田1,004㎡を含む3筆3,067㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号2：野駄第1地割486-1田1,986㎡を含む6筆7,431㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号3：赤坂田91田2,471㎡を含む8筆11,767㎡です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人の父が代表を務める法人が水稻、そば、果樹を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：平笠第18地割108-1田1,463㎡です。

申請番号5との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号5：平笠第18地割113-1田1,075㎡です。

申請番号4との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員工藤彰委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（工藤彰委員）

はい、農地利用最適化推進委員8番の工藤彰委員です。

現地調査報告をさせていただきます。

申請番号1番ですが、位置は、田頭小学校から北へ約1.3kmの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者からの聴き取りにより水稻が作付けされていたことを確認しました。

申請番号2番ですが、位置は、松尾八幡平ICから北西へ約2.4kmの地点です。

現況は積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者からの聴き取りにより保全されていたことを確認しました。

申請番号3番ですが、位置はJR赤坂田駅を中心に約500m以内に点在しています。

現況は積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者からの聴き取りにより水稻及びそば、果樹が作付けされていたことを確認しました。

申請番号4番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約700mの地点です。

現況は積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者からの聴き取りにより水稻が作付けされていたことを確認しました。

申請番号5番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約700mの地点です。

現況は積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者からの聴き取りにより水稻が作付けされていたことを確認しました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第1号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について」は、原案のとおり「可」とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を

議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページと関係資料の2ページから3ページをご覧ください。

今月の案件は、編入2件、除外4件の合計6件です。

なお、除外4件のうち3件は非農地の申請であり、除外後は農地転用を要さないものです。

残り1件は農地転用の申請を目的としておりますので、協議内容の一部は転用許可申請の内容に読み替えてご審議いただきますようお願いいたします。

申請番号1：平館第25地割295-1田1,903㎡です。

変更の目的は、農地利用集積に伴う農振編入です。

申請番号2：野駄第26地割183田2,239㎡を含む2筆2,747㎡です。

変更の目的は、農地利用集積に伴う農振編入です。

申請番号3：平館第5地割99-2山林1,481㎡です。

変更の目的は、太陽光発電所の設置です。

申請番号4：平館第25地割301-1原野1,214㎡を含む2筆3,315㎡です。

変更の目的は、資材置場の設置です。

申請番号5：松尾寄木第8地割12-1原野1,254㎡です。

変更の目的は、蓄電池の設置です。

申請番号6：松尾第28地割168田486㎡を含む2筆652㎡です。

変更の目的は、一般住宅及びコイン精米機の設置です。

申請地の農地区分は、除外後は第1種農地

例外規定は、集落に接続して転用することで、地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、農地転用の許可要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員工藤彰委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（工藤彰委員）

はい。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から北西へ約400mの地点です。

現況は、水稻は刈り取り後で、一部は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は八幡平市役所から南へ約1.2kmの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、水稻が作付されていたことを確認しました。

申請番号3番ですが、位置は八幡平市役所から北東へ約1.5kmの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、原野化および山林化していたことを確認しました。

申請番号4番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から南東へ約450mの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、原野化および雑種地化していたことを確認しました。

申請番号5番ですが、位置は柏台小学校から南西へ約2.3kmの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、保全されていたことを確認しました。

申請番号6番ですが、位置は八幡平市役所から北西へ約1.3kmの地点です。

現況は、積雪により確認できませんでしたが、航空写真及び申請者が提出した写真により、保全されていたことを確認しました。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、転用許可相当と判断できるため農業振興地域整備計画の一部変更は、支障ないと判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村さん。

18番委員（松村委員）

18番の松村です。除外の方なんですけども登録地目も山林、現況地目も山林で前に農振にかかっていたのか。いつから農振の範囲に入ってたのか分かる範囲で。

事務局（松尾農地調整係長）

No.3の山林に係る場所ですけれども、農振にかかっていた場所にはなりますが地目上は山林になっている場所でございます。以上です。

議長（三浦会長）

良いですか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい。

18 番委員（松村委員）

後は何とも言いようがありません。

議長（三浦会長）

はい。

18 番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

他にありませんか。

（委員からの発言なし。）

議長（三浦会長）

ないようなのでこれより、議案第 2 号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページから 25 ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定 33 件、使用貸借権設定 24 件、所有権移転が 4 件の合計 61 件です。賃貸借権設定のうち 14 件、使用貸借権設定のうち 8 件は更新、その他 39 件は新規の申請です。まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～10 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 11 番～12 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 13 番～26 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 27 番～33 番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 34 番～44 番は西根南地区に係る申請です。

申請番号 45 番～47 番は西根北地区に係る申請です。

申請番号 48 番～57 番は松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 58 番～59 番は松尾地区に係る申請です。

申請番号 60 番～61 番は安代地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号11番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番田村昭雄委員の退席を求めます。

(13番田村昭雄委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号11番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号11番を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号11番については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号13番田村昭雄委員の着席を求めます。

(13 番田村昭雄委員 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号 61 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番三浦隆委員の退席を求めます。

(15 番三浦隆委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号61番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。
これより、申請番号61番を採決いたします。
この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号61番については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号15番三浦隆委員の着席を求めます。

(15 番三浦隆委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 11 番及び 61 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

(委員からの発言なし。)

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、申請番号 11 番及び 61 番を除く議案第 3 号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 11 番及び 61 番を除く議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時59分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年度第 11 回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月25日

会 長 _____

1 番委員 _____

2 番委員 _____

令和7年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和8年2月25日（水）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第11回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会